

愛知学校食育研究会会則

第1条

本会は、愛知学校食育研究会（以下、本会）と称する。

第2条

本会は、愛知県内の学校教育を中心として、食育の理論と実践の研究とその普及・発展を目指し、教育研究及び実践上の成果の発表等により会員相互の交流を図ることを目的とする。

第3条

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 原則として年1回学術集会および会員総会を開催し、記録を作成する。
- 二 本会の目的を達成するために必要な研修会を行う。
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条

本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育の理論的及び実践的研究に関心を有するもので、入会を申し込んだ者を個人会員とする。

- 二 官庁、学校、図書館、学会その他の団体が本会の目的に賛同し、会員の紹介（1名以上）を受けて入会を申し込んだ団体を法人会員とする。

第5条

会員は入会時に入会金、会費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 二 会費は第4条第1項の会員（個人会員）にあつては年額 3,000 円、同条2項の会員（法人会員）にあつては年額 5,000 円とする。
- 三 入会金は第4条第1項の会員（個人会員）にあつては 2,000 円、同条2項の会員（法人会員）にあつては 5,000 円とする。

第6条

本会の事業を運営するために、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 幹事 10名以内
- 三 会計 2名
- 四 監査 2名
- 五 事務局幹事 若干名

第7条

幹事の選出は正会員及び賛助会員の推薦により選考し、総会で承認を経て決める。会長は幹事の互選による。会計は幹事の中から会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。監査及び事務局幹事は会員の中から会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

第8条

役員は次の業務を行う。

- 一 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 二 幹事は会長を補佐し、本会の運営を行う。会長が欠けたときは、そのうちの一人が会務を行う。
- 三 会計は年度ごとの会計報告を作成する。
- 四 監査は会計を監査する。
- 五 事務局幹事は本会の事業に関する諸事務を処理する。

第9条

総会は、本会の事業及び運営に関する重要事項を審議決定する。

- 二 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。
- 三 会員総数の3分の1以上の署名により請求がある場合は、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

第10条

本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第11条

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 二 会計の承認は、総会において行う。

第12条

退会はその旨を幹事に連絡する。

- 二 除名対象は3年以上年会費を滞納した会員とする。

第13条

この会則の改正は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第14条

本会の事務局は会長の定めるところに置く。

附則 本会則は平成28年11月26日より施行する。

愛知学校食育研究会設立に向けて

設立目的

学校における食育推進は、平成 17 年 4 月の「食育基本法」施行及び栄養教諭制度の創設や、平成 20 年 4 月の「学校給食法」及び「学習指導要領」の改訂により、学校における食育を担う人材の配置が可能となったことや学校給食が食育の教材として位置付けられたことから、さらなる充実が求められている。

愛知県では、他府県に先駆けて小中学校における食育研究指定校を委嘱するなど、学校における食育の推進を図るための先進的な取り組みを積極的に行ってきた。

しかし現在、県内小中学校における食育の実態は、市町村あるいは小中学校により大きな差がみられ、その差は広がる傾向にあると危惧されている。

その差の原因として、次のようなことが考えられる。

- 食育は授業科目ではないことから、教員裁量だけでは組み込みにくく、担任教員の関心・意欲の差が食育の時間の確保や教育内容に差を生じさせている。
- 愛知県内はセントラルシステム（共同調理場方式）による調理形態が多く、栄養教諭がその運営に携わる者とそうではない者により職務内容が著しく異なる。栄養教諭は人事異動により、職務内容の変化に対応することが求められ、継続した知識・技能を發揮できない現状にある。このことは栄養教諭の資質を高める上で障害となっている。
- 食育の教育的効果を明らかにすることが行われてこなかった。食に関する健康教育の主軸となる栄養教諭が、食育による対象児童生徒の変容を学術的に捉えることなく進めてきている。担任との連携のもと、授業効果が授業者の評価だけにするのではなく、健康教育のどの課題にどのように効果的であったかを明らかにしていく必要がある。食育の重要性を啓発するためには根拠が必要であり、それを説明できる栄養教諭の資質が欠けている。

これらのことから、食育推進にあたり現在求められていることとして、次のようなことがあげられる。

- 栄養教諭の専門性が發揮できる資質の担保と食育を担う役割への意識・意欲の醸成。（自尊感情の醸成）
- 教育的知見からみた食育の検証。
- 学校食育にかかわる人の輪の創造。

これらを現実のものにしていくことにより、愛知県における学校食育の推進が図られると考え、本会を創設する。

愛知学校食育研究会創設総会

1 期 日

平成 28 年 11 月 26 日（土）午前 10 時

2 場 所

愛知みずほ大学短期大学部

3 申込方法

別紙参加申込書に記入し、F A Xにて 11 月 21 日（月）までに申し込む。